

肱川流域委員会の情報公開について（案）

1．会議の公開

委員会の会議は、原則として公開とする。

ただし、個人情報等を一時的に取り扱う場合等、委員長が必要と認める場合には、非公開とすることができる。

なお、傍聴にあたっては別途定める傍聴要領に従うものとする。

2．会議資料の公開

会議にて配布した資料は、「会議の公開」に準じて、事務局において公開する。その方法は、原則として閲覧およびHP公開とする。

閲覧場所	国土交通省	大洲河川国道事務所 山鳥坂ダム工事事務所 野村ダム管理所 肱川防災ステーション
	愛媛県	大洲土木事務所 鹿野川ダム管理事務所
	その他	賛同を得られた関係市町村役場等
HP	国土交通省	大洲河川国道事務所HP 山鳥坂ダム工事事務所HP 野村ダム管理所HP
	愛媛県	愛媛県HP

3．会議内容の広報

議事概要

委員会での議事内容については、会議終了後、事務局にて速やかに概要をとりまとめ、委員長の承諾を得て、肱川流域委員会ニュース（仮称）として、関係地域住民に配布する。

議事録

会議終了後、事務局にて速やかに発言の内容をとりまとめ、各委員の確認を得た後、会議資料の公開に準じて、公開する。

肱川流域委員会傍聴要領(案)

(主 旨)

この要領は肱川流域委員会（以下「委員会」という。）の議事を円滑に進めるため、傍聴に関し必要な事項を定めたものです。

(傍 聴)

- 1) 会議を傍聴しようとする方は、会議場に入室する前に受付において「傍聴者受付簿」に必要事項を記入し、「傍聴」と記載されたプレートを着用下さい。
- 2) 傍聴者席については可能な限り確保するものとしませんが、会場の都合により、満席となった場合は入室を制限することがありますので、ご了承下さい。
- 3) 傍聴者は、会議場内において次の事項を遵守してください。
会議における言論への批判、可否の表明、拍手などをしないこと。
発言、私語、談論などをしないこと。
プラカード、はちまき、腕章の類などをしないこと。
携帯電話は、マナーモードもしくは電源を切り、使用しないこと。
みだりに傍聴者席を離れないこと。
前号に掲げるもののほか、会場の秩序を乱したり議事の妨げとなるような行為を行わないこと。
- 4) 委員長は、傍聴者が前号に掲げる事項を遵守しない場合は、傍聴者に退室を指示することがあります。
- 5) 会議の非公開の決議があった時又は委員長が退室を指示した時は、速やかに退室してください。
- 6) 以上のほか、傍聴者は事務局職員の指示に従ってください。